

宿泊税の基本的な考え方

第2回釧路市宿泊税に関する懇談会

釧路市

2024（令和6）年7月17日

■ 目 次

1. 宿泊税導入の目的について 1
2. 新税の概要 2
3. 税率の設定について 3
4. 徴税事務について 4
5. 課税免除・免税点について 5
6. 用途のイメージについて 6
7. 宿泊施設へのヒアリングについて 7～9
8. 想定スケジュール 10

1. 宿泊税導入の目的について

◆背景

- ・「観光」を釧路市の経済を支える重要な地域のリーディング産業として位置付け、釧路市観光振興ビジョンを策定し、施策を推進してきました。
- ・これまで、釧路市観光振興ビジョンに基づき、観光立国ショーケースやAT(アドベンチャートラベル)の推進など観光振興に向けて、平均7.8億円を投資してきましたが、活用できる財源は少なく、55%の4.3億円が一般財源となっています。

◆釧路市における観光振興の位置付け

- ・釧路市が目指すまちづくりを実現するための最上位指針である「釧路市まちづくり基本構想」の分野別個別計画として「釧路市観光振興ビジョン」を策定しています。
- ・観光は裾野の広い業種から構成され、地域への経済波及効果が大きいことから「地域のリーディング産業」と位置付けた上で、市民一人ひとりや多様な担い手の観光に対する理解と関与を促し、観光消費の拡大と域外から稼いだ財の域内での循環の強化などを図り、観光産業の育成を進めることが重要としています。

◆目的

- ・コロナ禍を経て、旅行形態の変化や観光レジリエンスの向上への注目など、観光を取り巻く環境は大きく変化するとともに、観光振興においては、アドベンチャートラベルやDX、持続可能な観光など、新たな視点が重要となっています。
- ・地域のリーディング産業と位置付ける「観光」を今までの取組に加え、更に推進し、交流人口の拡大を進めながら、住民の皆さんにとっても住みやすい環境づくりを確保するためには、新たな財源の確保が必要です。

※「第二期釧路市観光振興ビジョン」の中間見直しでは、安定的な観光財源の確保が求められています。

宿泊税の導入を検討

◆海外の導入経過(参考)

【導入の経過等】

- ・アメリカでは、古くからDM(デスティネーション・マネジメント：地域の観光資源の有効活用を促進する手法)の財源確保策として税の導入が進んだ。
 - ・ヨーロッパでは、比較的近年にDMの概念が広まり、観光振興を目的とした宿泊税の導入が進んだ。
- ※アメリカは定率制、ヨーロッパは定額制が多い。 出典：「観光文化238号：インバウンド時代の観光振興財源」（公財）日本交通公社、2018年

【税率の引き上げ】

- ・ローマ、パリ、アムステルダム等では、オーバーツーリズム対策の財源として2023～24年に税率を上げた。
- ・ハワイではコロナによる財政難から2021年に税率を上げている。

2. 新税の概要（検討のたたき台）

項目	釧路市税(事務局案)
税目名	宿泊税（法定外目的税）
税収の用途	釧路市観光振興ビジョンの観光戦略に基づく、観光振興、交流・関係人口の拡大を図る施策に充当
課税客体（課税対象）	旅館・ホテル、簡易宿所、民泊施設への宿泊行為 ※下宿は対象外
課税標準	宿泊数（宿泊日数×税率）
納税義務者	宿泊者
税率	一律定額制 1人1泊につき 200円 ※他の税率設定についても引き続き検討します。
課税免除・免税点	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者は免除とする。 ・宿泊料金等に応じた免税点は設けない。 ※スポーツ合宿の取り扱いについては引き続き検討します。
税収規模	約3億円
特別徴収義務者交付金	※税を徴収する宿泊施設への手数料を交付 導入当初5年間は、3.0%、それ以降は2.5%
徴税開始	令和8(2026)年4月
制度の見直し	導入後も上記制度の内容について、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜検証・検討を行う。

【参考】道税(道案)
宿泊税（法定外目的税）
北海道観光の高付加価値化、観光サービス・観光インフラの充実・強化、危機対応力の強化等、北海道観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
旅館・ホテル、簡易宿所、民泊施設への宿泊行為 ※下宿は対象外
宿泊数（宿泊日数×税率）
宿泊者
※段階的定額制 一人一泊について、宿泊料金が 2万円未満の場合100円 2万円以上5万円未満の場合200円 5万円以上の場合500円
<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者は免除とする。 ・宿泊料金等に応じた免税点は設けない。
約45億円
導入当初5年間は、3.0%、それ以降は2.5% ※今後、交付率は引き上げを検討
令和8(2026)年4月
条例の施行後5年を目途として、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について、適時、検討の機会を設け、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3. 税率の設定について

■ 定額制と定率制の特徴比較

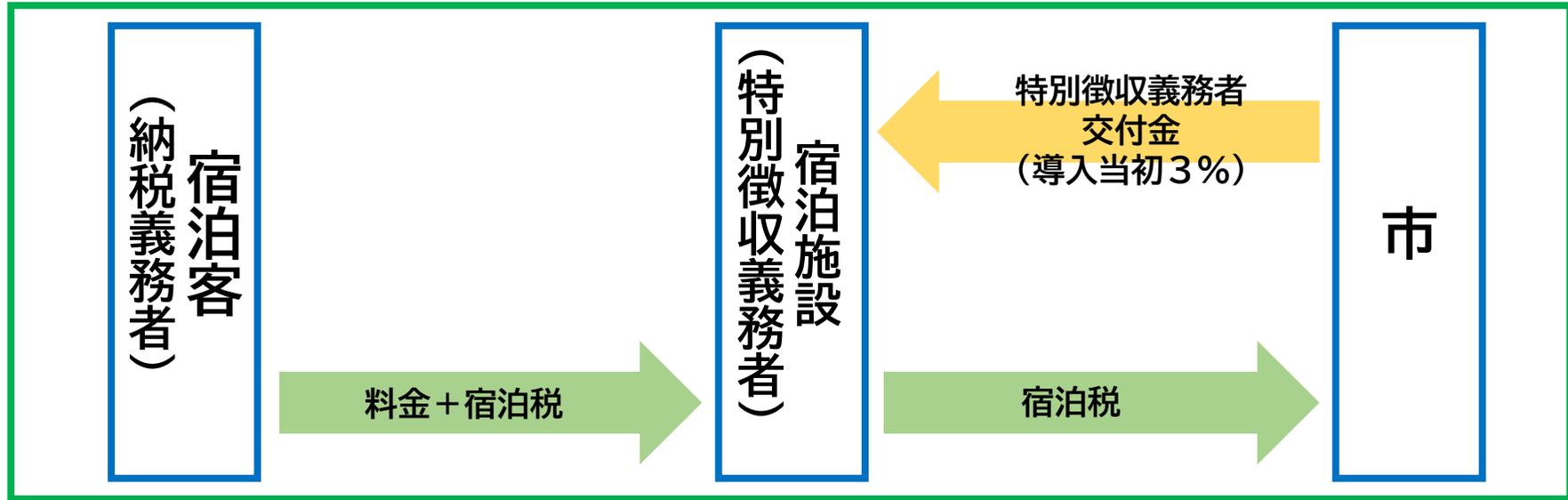
	定額制	定率制	
税収額	△ 宿泊単価の上昇は税収に影響しない	○ 宿泊単価が上昇すれば税収も増える	
観光客の負担	△ 安価な宿泊費に対しては負担が大きい →単価、季節性が変わっても税額は同じ	○ 宿泊費に対応した税額 →単価、季節性、 負担能力 に応じた税額	
受益と負担の関係	○ 宿泊料金によらず一律の負担 →同じ受益に対し公平な負担	△ 宿泊料金によって負担が変化 →同じ受益に対し公平ではない	
宿泊施設の負担の観点	徴収のタイミング	○ 決済時でもチェックアウト時でも徴収可能	△ 決済時のみ徴収(宿泊料金確定後に徴収)
	税額計算	○ 徴収額が一律でわかりやすい	△ 税額が一律ではないため算出が必要
	閑散期の負担軽減	△ 価格調整による需給バランスの確立を阻害	○ 価格調整による需給バランスの確立を阻害しない
先行事例	○ 国内事例は多い	△ 国内事例は少ないが海外は一般的 (インバウンドには説明しやすい)	
社会・経済状況への対応	△ インフレやデフレなどに対応できない	○ 経済状況に適応	

※「観光文化261号：宿泊税導入のポータル」（公財）日本交通公社観光研究部 副主任研究員 江崎貴昭（日本交通公社・2024年）を基に作成

※市の考え方としては、200円の一律定額制をたたき台としていますが、その他の税率設定についてもご意見をいただきながら引き続き検討していきます。

4. 徴税事務について

■徴税事務の流れ



■徴税事務に係る経費について

特別徴収義務者となる宿泊施設の負担軽減のため、以下の交付金・補助金を交付します。

①特別徴収義務者交付金

- ・特別徴収義務者である宿泊施設に支払う奨励金
- ・納期内納入額の2.5%、導入当初5年間は3%
- ※先行自治体と同等程度

※先行自治体の特別徴収義務者交付金

自治体	東京都	大阪府	福岡県	京都市	金沢市	倶知安町	長崎市
税率	2.5% ・ 導入当初3%						2.5%
上限額	上限100万円	-	-	上限200万円	半年につき 上限50万円	-	上限50万円

②宿泊施設へのシステム改修費補助金

- ・システム改修にかかる経費の2分の1を補助
(上限額を設定)

5. 課税免除・免税点について

◆課税免除・免税点とは

- ・一定の条件で課税しない → 「**課税免除**」
- ・一定金額に満たなければ課税しない → 「**免税点**」

○課税免除の例

京都市・倶知安町・長崎市：修学旅行生等学校行事の宿泊は課税しない。 ※北海道も修学旅行を免除で検討中

○免税点の例

東京都：宿泊料金が1万円未満の場合は免税。 大阪府：宿泊料金が7千円未満の場合は免税。

■課税免除の設定について

課税免除：「修学旅行その他学校行事に参加する者及び引率者」

- ①対象施設：**教育基本法第6条に規定する学校(大学除く)及びこれらに相当する**各学校段階において教育を行っている法律に規定する学校、施設
- ②対象行事：**教育課程の一環として実施**される修学旅行及びその他学校行事
- ③対象者：修学旅行及びその他**学校行事に参加する者及び引率者**とする。
 - ・参加する者：幼児、児童、生徒、学生
 - ・引率者：生徒等の引率を行う学校等の関係者や介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等。

・教育課程の一環であれば、学校長等による**証明が可能**。
→免除の該当性を厳格に判断可能。
・教育課程外のスポーツ大会や合宿などは、学校行事として範囲指定や補足、挙証が困難→**対象外とする**。

①対象施設

教育基本法上の「法律に定める学校」

学校教育法に定めるもの

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校
高等学校、中等教育学校、特別支援学校
高等専門学校（※大学は対象外）

認定こども園法

・幼保連携型認定こども園

教育基本法上の「法律に定める学校」 に相当するもの

児童福祉法

・保育所(保育所型認定こども園含む)
・認可外保育施設
(地方裁量型認定こども園含む)
・家庭的保育事業を行う施設
・小規模保育事業を行う施設
・居宅訪問型保育事業を行う施設
・事業内保育事業を行う施設

②対象行事

教育課程の一環

・各教科(科目)、総合的な探究(学習)の時間
・特別活動(学校行事等) など

※課税免除対象行事

→ **修学旅行、宿泊研修、園外お泊り会 など**

※上記を市の考え方としますが、スポーツ合宿等の扱いについては引き続き検討していきます。

6. 使途のイメージについて

宿泊税は以下の**3つ方向性**に基づく施策に活用します。以下は、**現段階で想定されるものを例示**したものです。

観光を取り巻く状況の変化、求められる施策は常に変化しているため、数年先の使途の可能性を狭めることなく、**柔軟に対応**できるよう、**活用する事業は毎年度検討し、決定します。**

想定される活用例

使途① 受入環境の充実

○宿泊施設等の受入環境整備支援

- ・宿泊施設的环境整備への支援
(多言語化、キャッシュレス、ユニバーサルデザイン化など)

【一例】



- キャッシュレスの導入支援
- バリアフリー化の支援

○地域におけるおもてなし力の向上

- ・観光案内機能の充実 (外国人旅行者対応等)

【一例】



- 案内看板のリニューアル・多言語化
- 観光案内機能の充実

○観光施設、文化・スポーツ施設の魅力づくり

【一例】



- 観光施設等のキャッシュレス化
- 文化・スポーツ施設の整備

○二次交通の利便性向上

使途② 地域資源の磨き上げと魅力向上

○アドベンチャートラベル(AT)、高付加価値化の推進

- ・AT専門人材の配置 など

【一例】



- ATツアー誘致・受入
(高付加価値旅行)



- AT専門人材の確保
(外国人旅行者対応)

○釧路川リバーサイドや阿寒湖温泉等の滞在型まちなか観光の推進

【一例】



- まちなか観光の推進



- 滞在型観光の推進

○夜の滞在型観光の推進



使途③ 持続可能な観光地づくり

○災害等の不測事態への備え

- ・一定額を基金に積立てる。
→災害時の復旧支援や
需要回復対策等に活用



○観光産業を担う人材育成及び確保

- ・DMO・DMC体制強化、ガイド育成 など

【一例】



- DMO・DMC体制強化
(観光の推進体制づくり)
- ガイド育成(人材確保)

○サステナブルツーリズムの推進

- ・観光資源の活用と保全の両立

【一例】



○マーケティングデータの活用と共有

使途④ その他 税導入に係る経費 (徴税費用)

- ・宿泊事業者への徴収手数料等(特別徴収義務者交付金、システム導入経費の支援 など)
- ・市のシステム導入経費、人件費、事務費
- ・周知、広報に係る経費 など

7-1. 宿泊施設へのヒアリングについて①～釧路市街地・阿寒町本町地区

- 実施期間：令和6年5月下旬
- 釧路観光コンベンション協会会員外の5件の施設を訪問。第1回懇談会で示した市の考え方を提示した上で聞き取り

■市街地の旅館

【導入について】道、市の宿泊税の新聞報道は、特に気にしていなかった。よくわからない。
施設側の対応、負担はよくわからない。難しい。

■市街地の旅館

【導入について】
・負担が増えるのは困る。
・宿泊税を料金に上乗せすることはしたくない。

【課税免除】大きなホテルなどは良いが、規模の小さなホテルは課税免除してほしい。
【使途】宿泊するお客様が喜ぶ観光地の景観などの整備や、道路の補修、ゴミが無い綺麗な街づくりなどが良い。

■市街地のホテル

【導入について】
・宿泊税について報道は見ているが、会社内で方針は示されていない。
・お客様が「宿泊税」を支払うことに関し、理解・浸透していることが重要。
【施設の負担】
・宿泊税はどのように徴収するのか懸念。予約サイト経由の場合、宿泊料金に上乗せするのか、当日徴収するのか。
→予約システムで料金、消費税、宿泊税を分ける必要があり、改修が生じる可能性有。
・宿泊施設としては、一律〇〇円といった金額の方が徴収しやすい。
(料金に応じた段階性よりも)

【課税免除】課税免除は設けなくても良い。(公平に徴収すべき)
【使途】
・宿泊施設の改修等は各社の経営判断で対応が異なるため、観光を盛り上げる使途の方が良い。
・コロナ等の災害に備えた使途はありがたい。宿泊施設に限定しない方が良い。
観光客が増えれば、宿泊施設のほか飲食等も需要が増える。

■阿寒本町地区のゲストハウス

【導入について】宿泊税は賛成。観光のための財源を確保することは良いこと。
【施設の負担】徴税方法や税額の確定・報告の手法が疑問。
【使途】
・広域観光の連携に使ってほしい。具体的には阿寒湖と弟子屈の間の交通整備など。
現状ではスポット的にバスが出ることはあるが、定期便の確保は必要。
・JR(鉄道)を活かした観光の推進、ロングトレイルの推進、観光圏の取組なども有効。

■市の考え方

- ・導入にあたっては、特別徴収義務者となる宿泊施設の負担が少なくなるよう配慮したい考え。
- ・交付金や補助金についても先行自治体の事例を参考に検討する。
- ・宿泊者に納得して負担いただけるよう、宿泊税の目的や効果、使途について丁寧に説明、周知を行う
- ・使途については、3つの方向性の事業に充当する考え。いただいたご意見を参考にしながら施策を検討する。

7-2. 宿泊施設へのヒアリングについて②～釧路観光コンベンション協会会員へのヒアリング

※釧路観光コンベンション協会が会員へのヒアリングを実施

●実施期間：令和6年5月下旬 ●会員（旅館・民宿を中心）11件に聞き取り。

■税率について 一律定額制が良い：4件、段階的定額制が良い：2件、税率についてはわからない：5件

- <主な意見> ・ 施設側の負担が少ない方法を希望。税額表示をわかりやすくしてほしい。
 ・ 一律定額制でも段階的定額制でもどちらでも良い。税金だから仕方ない。
 ・ 低料金設定にとって200円は負担が大きい。100円スタートの段階的定額制が良い。
 ・ 全道一律の方が不公平感が無い。
 ・ 既に導入している自治体もあり、お客様から苦情が出ることは少ないと思う。

■課税免除・免税点について

○免税点について 設けた方が良い※：3件、設けない方が良い：6件、免税点についてはわからない：2件
 ※（内訳）10,000円未満を免税：2件、5,000円未満を免税：1件

○課税免除について 修学旅行の課税免除を設けた方が良い：9件、設けない方が良い：0件
 ※9件が回答

- <主な意見> ・ こどもの宿泊費に課税されるのはおかしい。
 ・ スポーツ合宿は免除すべき。
 ・ 高体連の大会出場者と修学旅行の違いがわからない。（両方免除すべき）

■用途について

- ・ 釧路空港への定期便やチャーター便誘致にかかるインセンティブに使ってほしい。
- ・ インバウンド向けの施設整備、各店舗の多言語化に使用してほしい。
- ・ 観光資源の発見や情報発信に使ってほしい。
- ・ 北大通の街頭整備や飲食店を増やす施策に使ってほしい。観光客向けの市内循環バスを導入してほしい。
- ・ 釧路の自然も観光資源。環境保護にも使ってほしい。
- ・ 涼しい釧路はスポーツ合宿も好評。スポーツ施設の整備が観光客誘致に繋がる。

■その他の意見

- ・ 低価格が売りで泊まってきている。客に税を上乗せできない。
- ・ 労働者が主体。建設会社からの予約の段階で低料金が求められる。
- ・ 宿泊税は本当は無い方が良いが仕方がない。
- ・ 道内一律で徴収し、各自治体に傾斜配分するのが望ましい。

■市の考え方

- ・ 導入にあたっては、特別徴収義務者となる宿泊施設の負担が少なくなるよう配慮したい考え。
- ・ 交付金や補助金についても先行自治体の事例を参考に検討する。
- ・ 税率については200円の一律定額制をたたき台としているが、別の設定も引き続き検討する。
- ・ 課税免除は修学旅行を基本とするが、スポーツ合宿等の取扱いについて引き続き検討する。
- ・ 用途については、3つの方向性の事業に充当する考え。いただいたご意見を参考にしながら施策を検討する。

7-3. 宿泊施設へのヒアリングについて③～阿寒湖温泉地区

●実施期間：令和6年5月下旬 ●第1回懇談会で示した市の考え方を提示した上で、聞き取り

■阿寒湖温泉旅館組合

【導入について】阿寒湖旅館組合としては宿泊税の導入には賛成。

【税率について】・北海道と同じ段階的定額制の方が、徴収時の説明や事務の観点から混乱が少ない。
・北海道と合わせることで、宿泊者に対してひとまとめに徴収している印象を与える。

【課税免除】免税対象として、教育旅行があるが、入湯税の免税対象者と統一すると、徴収事務の煩雑さが解消される。

【使 途】・効果的な情報発信が必要。
・街並み整備や二次交通の拡充を図ることに活用してほしい。
・非常時の体制強化として、宿泊客だけでなく日帰り客への対応も重要。
火山の噴火はもちろん、停電や地震に対する備えも必要。
・人材育成の観点では、ATをはじめとする外国人観光客対応に向けた英会話力の向上も必要。

【入 湯 税】入湯税の超過課税は継続してほしい。

■NPO法人 阿寒観光協会まちづくり推進機構

【導入について】・宿泊税導入には賛成。
・徴収した宿泊税については、現行の観光予算と相殺されることのないよう、現行予算の上に積み上げた形を目指してほしい。

【税率について】徴収事務の観点からも、段階的定額制ではなく、一律定額制の方が理解を得られる。

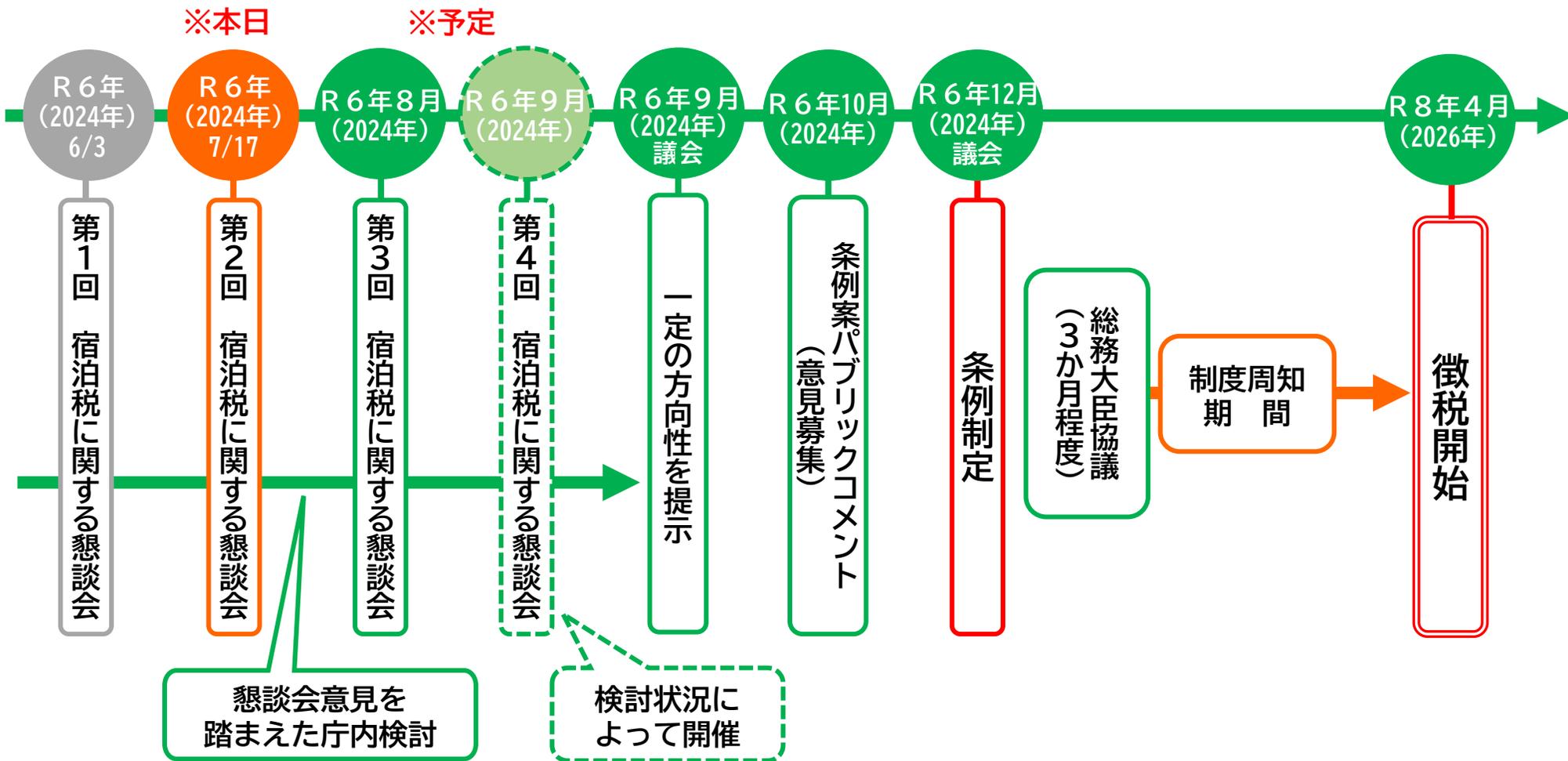
【使 途】・用途を明確にし、有効的な活用をお願いしたい。
・用途は丁寧な協議を重ね、地元からの理解が得られる形を示してほしい。

【入 湯 税】・入湯税については、納税者からも一定の理解を得られている。
・入湯税、入湯税超過課税、宿泊税、現地決裁型ふるさと納税と対象者が共通している税が複数ある。旅館組合や地元の事業者への周知徹底に努めてほしい。

■市の考え方

- ・導入にあたっては、特別徴収義務者となる宿泊施設の負担が少なくなるよう配慮したい考え。
- ・交付金や補助金についても先行自治体の事例を参考に検討する。
- ・宿泊者に納得して負担いただけるよう、宿泊税の目的や効果、用途について丁寧に説明、周知を行う
- ・税率については200円の一律定額制をたたき台としているが、別の設定も引き続き検討する。
- ・用途については、3つの方向性の事業に充当する考え。いただいたご意見を参考にしながら施策を検討する。
- ・入湯税の超過課税は阿寒湖温泉地域の観光振興の重要な財源であり、継続する考え。

8. 想定スケジュール



※今後も懇談会でのご意見をいただきながら検討を進め、市議会9月定例会で市としての一定の方向性を示す考えです。

その後、パブリックコメントを実施し、条例案を作成、令和8年4月の導入を目指します。